

新潟県柏崎市介護・福祉職員就職支援事業補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 31 日 制定

平成 27 年 5 月 29 日 改正

平成 29 年 3 月 30 日 改正

平成 30 年 3 月 29 日 改正

令和 2 年 3 月 31 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の介護施設若しくは障害福祉施設を運営する法人又は民間事業所若しくは病院に勤務する介護・福祉職員の就職を支援することにより、介護施設及び障害福祉施設並びに病院における介護・福祉職員不足の解消を図ることを目的に、予算の範囲内において、介護・福祉職員就職支援事業補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和 50 年規則第 29 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護施設 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する介護施設（当該介護施設を運営する法人が老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条に規定する保護施設を運営する場合にあっては、それらの施設を含む。）をいう。
- (2) 病院 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定される医療機関をいう。
- (3) 障害福祉施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害者支援施設及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する障害児入所施設をいう。
- (4) 介護・福祉施設等 介護施設、障害福祉施設又は病院をいう。

(5) 介護・福祉職員 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条及び第39条に規定する者

イ 介護保険法第7条第5項に規定する者

ウ 介護職員初任者研修を修了した者

エ 介護職員実務者研修を修了した者

オ 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第4条に規定する者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に規定する者

(6) 基準日 令和2年4月1日をいう。

(7) 転入者 新たに柏崎市内に住所を定めた者をいう。ただし、出生による場合を除く。

(8) 転入日 転入者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する届出を行い、本市の住民票に記載された年月日をいう。

（補助対象者の要件）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 介護・福祉職員又は就職時に介護・福祉職員となる予定である者

(2) 基準日以後に市内の介護・福祉施設等へ新たに就職する者（市内の介護・福祉施設等に勤務していた者については、6月以上休職後に市内の介護・福祉施設等へ新たに就職する者に限る。）又は基準日以後に市外の介護・福祉施設等から市内の介護・福祉施設等へ転職する者

(3) 市内の介護・福祉施設等の雇用主と1週間の勤務時間が1年を平均して35時間以上又は1月140時間を超える勤務条件で3年以上継続する雇用契約を締結する者

(4) 同一系列施設からの異動又は市内の他の介護・福祉施設等からの転職でない者

(5) 市税の滞納がない者

- (6) 補助金の返還が生じた場合の連帯保証人として、成人した親族等 1 人を立てられる者
- (7) 障害福祉施設においては、夜勤を含めた勤務を行う者
(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護・福祉施設等に就職した日から 60 日以内に柏崎市介護・福祉職員就職支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第 1 号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、当該年度中に介護・福祉職員となった者は、当該年度末までに必要書類を添えて申請するものとする。

（補助金交付の決定又は不決定及び額の確定）

第 5 条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに補助金を交付するかどうかを決定し、交付する場合にあっては柏崎市介護・福祉職員就職支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第 2 号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市介護・福祉職員就職支援事業補助金不交付決定通知書（別記第 3 号様式）により、申請者へ通知しなければならない。

（補助金の交付額、回数及び交付時期）

第 6 条 補助金の交付額は、それぞれ次の表に定める額とする。

施設名称	補助金の交付額	
介護施設 病院	第 2 条第 5 号ア、イに定める者	20 万円
	第 2 条第 5 号ア、イに定める者のうち転入者	30 万円
	第 2 条第 5 号ウに定める者	5 万円
	第 2 条第 5 号エに定める者	10 万円
障害福祉施設	第 2 条第 5 号ア、オ又はカに定める者	20 万円
	第 2 条第 5 号ア、オ又はカに定める者のうち転入者	30 万円
	第 2 条第 5 号ウに定める者	5 万円
	第 2 条第 5 号エに定める者	10 万円

- 2 前項の表に規定する転入者は、転入日が、市内の介護・福祉施設等に就職する日の 3 月前から交付申請書を提出する日までの期間の者とする。ただし、就職した日以前に柏崎市内に住民登録があり、転出等により一旦その登録を抹消した後に再度転入した場合は、転入日が直近の登録を抹消した日から 6 月以上経過している者に限る。
- 3 補助金の交付回数は、1 人につき 1 回を限度とし、交付決定の日

から起算して30日以内に全額申請者に交付するものとする。

(申請事項の変更報告、休職報告)

第7条 交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、第4条の規定により市長へ提出した申請書の記載内容に変更が生じた場合又は1月以上の療養休暇等の長期休暇を取得した場合は、速やかに柏崎市介護・福祉職員就職支援事業補助金交付申請内容変更報告書(別記第4号様式)に変更内容又は休暇期間が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助対象者又はその連帯保証人に柏崎市介護・福祉職員就職支援事業補助金返還命令書(別記第5号様式)により命ずるものとする。ただし、第2号の規定にかかわらず6月以内に市内の介護・福祉施設等へ転職した場合を除く。

- (1) 提出した書類に虚偽又は不正な記載があったとき。
- (2) 第3条第3号に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還免除)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかの理由により第3条第3号に規定する要件を欠くに至ったときは、前条の規定による返還の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡又は心身障害等により、補助金の返還が不能又は困難となったとき。
- (2) 勤務する市内の介護・福祉施設等の廃止、休止、その他の補助対象者の責めに帰すことができない事案により、補助金の返還が不能又は困難となったとき。

2 前項の規定により補助金の返還の免除を受けようとする者は、柏崎市介護・福祉職員就職支援事業補助金返還免除申請書(別記第6号様式)にその事由が分かる書類を添付して市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書が提出され、第1項の規定の適

用が適当と認める場合は、柏崎市介護・福祉職員就職支援事業補助金返還免除申請許可書（別記第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（延滞金）

第10条 市長は、補助対象者又はその連帯保証人が補助金の返還を命ぜられ、これを正当な理由がなく納期日までに納付しなかったときは、交付規則第17条の規定により延滞金を徴収することができる。

（在籍報告）

第11条 補助対象者は、第3条第3号に規定する雇用年数の間、当該市内の介護・福祉施設等に就職した日から1年、2年及び3年を経過する日ごとに、当該介護・福祉施設等から証明を得て柏崎市介護・福祉職員就職支援事業補助金在籍証明書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新潟県柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受ける者について適用し、同日前に改正前の新潟県柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に係る補助金の取

扱いは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受ける者について適用し、同日前に改正前の新潟県柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に係る補助金の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 改正後の新潟県柏崎市介護・福祉職員就職支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受ける者について適用し、同日前に改正前の新潟県柏崎市介護職員就職支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に係る補助金の取扱いは、なお従前の例による。